

交付図書の訂正について

令和6年8月30日付けで入札公告を行った「(工事名)東北自動車道 仙台管内のり面補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和6年10月15日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前	訂正後																								
<p>25-14-6 支 払 交通規制材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対しそれぞれ1式又は1式・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制材の運搬、設置、賃料、撤去等交通規制材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (5) 交通規制材工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">A (設置・撤去)</td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">A (存置)</td> <td style="text-align: center;">式・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15 率計上工事 25-15-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡略化を目的とするものである。当該部分についての見積については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書25-15-2に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。</p> <p>25-15-2 用語の定義 共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。 (30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>25-15-3 種別 率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号(1~2、13、16を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書25-15-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p> <p>25-15-5 契約変更について (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。 なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。</p> <p>25-15-6 数量の検測 率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (5) 交通規制材工		A (設置・撤去)	式	A (存置)	式・日	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~2、13、16を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	<p>25-14-6 支 払 交通規制材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対しそれぞれ1式又は1式・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制材の運搬、設置、賃料、撤去等交通規制材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (5) 交通規制材工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">A (設置・撤去)</td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">A (存置)</td> <td style="text-align: center;">式・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15 率計上工事 25-15-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡略化を目的とするものである。当該部分についての見積については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書25-15-2に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。</p> <p>25-15-2 用語の定義 共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。 (30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>25-15-3 種別 率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号(1~2、12、15を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書25-15-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p> <p>25-15-5 契約変更について (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。 なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。</p> <p>25-15-6 数量の検測 率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (5) 交通規制材工		A (設置・撤去)	式	A (存置)	式・日	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~2、12、15を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう
単価表の項目	検測の単位																								
特- (5) 交通規制材工																									
A (設置・撤去)	式																								
A (存置)	式・日																								
単価表の項目	区分内容																								
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~2、13、16を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																								
単価表の項目	検測の単位																								
特- (5) 交通規制材工																									
A (設置・撤去)	式																								
A (存置)	式・日																								
単価表の項目	区分内容																								
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~2、12、15を除く)の金額の合計に2%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																								
26	26																								